

(議長)

日程第6、議案第17号、江差町かもめ島交流拠点づくり基金設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第17号、江差町かもめ島交流拠点づくり基金の設置管理、及び処分に関する条例の制定についてでございます。

かもめの自然継承歴史文化など、地域固有資源の保存活用を図ると共に、かもめ島周辺の交流拠点づくりを促進し、まちの活性化と魅力あるまちづくりを推進することを目的として、江差町かもめ島交流拠点づくり基金を設置するため、地方自治法第121条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し、必要な事項を定めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「まちづくり推進課長」(補足説明)

私の方から、議案第17号の補足説明をさせていただきます。江差町かもめ島交流拠点づくり基金の設置管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

議案につきましては60ページをお開き下さい。江差町かもめ島交流拠点づくり基金を地方自治法第241条第8項の規定に基づきまして、設置するための条例でございます。

この基金につきましては、まずは、ただ今、行政報告で町長の方からありまし

た、株式会社Zozo創業者で、株式会社スタートトゥデイ代表取締役社長前澤氏からご寄付いただきました、ふるさと納税500万円について、積立てさせていただき補正予算を、この後の議案でお願いするところでございます。

今後、かもめ島交流拠点づくりにご共鳴いただき、ご寄付いただく企業版ふるさと納税やふるさと応援寄付金などを積立ながら、来たるべき、北の江の島構想施設整備に向けた事業費の一部に充てるべく、準備を進めて参ります。

第1条では、町はかもめ島の自然継承歴史文化など、地域固有資源の保存活用を図ると共に、かもめ島周辺の交流拠点づくりを促進し、町の活性化と魅力あるまちづくりを推進するため、江差町かもめ島交流拠点づくり基金を設置することを規定してございます。

第2条では、積立に関する規定、第3条では管理に関する事項を規定してございます。第6条では、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができることと規定させていただきました。

なお、条例の施行期日につきましては、交付の日より施行としてございます。補足説明については、以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第17号、江差町かもめ島交流拠点づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第18号)について、及び日程第8、議案25号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第19号)についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

暫時休憩。

(議長)

暫時休憩

休憩 10:23

再開 10:24

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

(議長)

日程第7、議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第18号)について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第18号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、北海道における地域づくり総合交付金の交付額の確定などに伴う財源更正や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加補正、並びに一般事業における追加補正など、25事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、5,587万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、66億6,532万3千円とするものでございます。

併せまして、繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」（補足説明）

おはようございます。

それでは、私の方から補正の内容を説明させていただきます。

まず議案書でございますが、別冊になってございます補正予算議案となります。そちらの方の2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

最初に、減額補正と財源更正について、説明させていただきます。

まず、北の江の島魅力賑わい創出モデル事業と、まちづくりカフェ活動拠点整備、1つ飛んで、江差マリンビーチ運営事業、また、1つ飛びまして、江差港マリナー浮き桟橋整備、それから、一番最後の災害備蓄品整備でございますが、地域づくり総合交付金の交付決定がされた事から、財源更正を行なうものでございます。

道支出金を増額し、同額一般財源を減額するものでございますが、災害備蓄品整備については、当初、全額備荒資金組合の積立金を充当を想定していたもので、備荒資金の充当を取り止め、一般財源を増額するというような事になってございます。

また、水堀排水機場長寿命化対策と町道南が丘小学校線道路改良工事につきましては、起債の2次申請分がございましたので、地方債を増額して、一般財源を同額減額しております。

最後に、直轄港湾整備でございますが、事業費が確定したことに伴う負担金の減でございます。事業費を1,280万円減額し、地方債を1,150万円、一般財源を130万円減額しているものでございます。減額と財源更正の合計では、事業費で1,280万円の減額となり、財源内訳といたしましては、道支出金が1,420万円の増額、地方債、その他特定財源、一般財源が、それぞれ減額となっているというような内容でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加の補正でございます。

まず、農業経営次期策支援給付事業でございます。資料は、定例会資料2ページをお開き願いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響による需要の停滞など、今後の農業経営に不安を抱いている農業者に対しまして支援金を給付するもので、対象要件、給付金の額などの詳細は資料をご覧頂きたいと思います。補正額は910万円、全額臨時交付金を充当してございます。

次に、漁業者経営維持化安定対策事業でございます。資料は3ページとなります。新型コロナウイルス感染症の影響により、水産物等の価格が低下するなど、厳しい経営環境にある漁業者の事業継続を図るために支援を行うもので、同じく、対象者支援内容等々の詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。補正額につきましては345万円、全額臨時交付金でございます。

次に、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業でございます。資料は、ちょっと戻りまして、1ページをご覧頂きたいと思っております。学校における感染症対策や教職員の資質向上、学習保障を図るための備品の購入などをするものでございまして、補正額は小学校費、中学校費を併せて、452万9千円、国庫支出金は400万でございますが、うち200万円が臨時交付金でございます。その他、残52万9千円は一般財源としてございます。

これ以降が、通常の事業の補正となります。

まず、地域振興派遣負担金でございます。道からの派遣職員の勤勉手当などに係る負担金で、補正額は161万7千円、全額一般財源でございます。

次に、生活交通路線維持費補助でございます。生活交通路線への補助につきましては、例年、12月定例会に補正をお願いし、令和2年度の補助につきましても、可決頂いたところですが、北海道の方で、令和2年度の生活路線維持補助の交付要綱におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等に係る運行経費の一部を支援するため、広域生活バス路線運行維持対策補助金を創設し、江差八雲線が対象となったことから、予算が不足する事となり、増額をお願いしているものでございます。補正額は、129万4千円、全額一般財源でございます。

次に、江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立でございます。先程の議案第17号の条例により、造成される基金への積立金でございまして、ふるさと納税があった500万円を全額積立するものでございます。財源は全額その他特定財源となります。

次に、養護老人ホーム入所措置でございます。入所者の増加に伴う措置費の増額で、当初予算編成時では40人と見込んでございましたが、現時点で47人となっていることから補正をお願いするものでございます。補正額は762万6千円、全額一般財源でございます。

次に、社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業補助でございます。低所得者や生活保護受給者などの訪問介護等のサービス利用について、社会福祉法人などが、利用者の負担を軽減する場合に、その法人に助成するもので、社会福祉法人敬愛会に補助するものでございます。補正額は560万6千円、道支出金が420万4千円で、140万2千円が一般財源でございます。

次に、介護保険特別会計繰出しです。介護保険特別会計におきまして、利用人数、回数の増加、あるいは減少により、居宅介護サービス給付費などの増額や、介護予防サービス給付費の減額などの補正をいたしますが、それらに係る一般会計からの繰出金の補正でございまして、相対として繰出金が増額となるため、補正をお願いする者でございます。補正額は755万7千円、全額一般財源でございます。

次に、障がい者医療給付でございます。透析患者の増加に伴う増額でございまして、補正額は620万円、国庫が310万円、道支出金が155万円で、残155万円が一般財源でございます。

次に、障がい者自立支援給付審査支払等システム改修でございます。令和3年4月から施行される、障がい福祉サービス等報酬改定、及び仕様の変更に伴い、システムの改修を行うものでございます。補正額は94万1千円、国庫が40万8千円、53万3千円が一般財源でございます。

次に、子ども発達支援推進でございます。上ノ国町子ども発達支援センターの運営負担金の増額でございます。会計年度任用職員の導入による運営費の増加、それから、江差町の利用者増加に伴う利用者割りの割合の増加などにより、増加となったものです。補正額は317万2千円で、全額一般財源でございます。

次に、子ども子育て支援新制度に係る認定こども園施設型給付でございます。新規の入所者による増加と公定価格の単価に変動に伴う補正で、補正額は221万1千円、国庫が116万6千円、道費が123万円で、一般財源は18万5千円の減額となるものでございます。

次に、認定こども園広域入所でございます。認定こども園に広域入所される方が当初見込みより多くなったことから増額となるもので、補正額は58万1千円、全額、広域入所される方の住所地の町からの受託収入となります。

次に、直轄港湾整備（国第3次補正分）でございます。国の補正予算に伴う、江差港直轄港湾工事の負担金でございます。工事内容といたしましては、北埠頭、フェリー岸壁の改良工事となります。補正額は800万円、全額地方債を充当してございます。

次に、港湾整備事業特別会計繰出金でございます。資料は、4ページをご覧くださいと思います。港湾センター倉庫の屋根軒先が、相当程度腐食しておりまして、この度の何度かありました強風により、一部が破損したことから、撤去及び補修をするものであり、特別会計での補正に係る繰出金を補正するものでございます。補正額は169万2千円、全額一般財源でございます。

次に、図書館資料整備でございます。先程、行政報告にありました、小笠原様からの寄付金にて図書を購入をするものでございまして、補正額は10万円、全額その他特定財源となります。

補正額合計では、5,587万6千円となり、財源内訳はそれぞれ記載のとおりとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。第2表、繰越明許費です。いずれも、今年度末までに事業を終えることが出来ない事から、翌年度に繰越しをするものでございます。町有施設PCB対策につきましては、高濃度のPCBの処理期限が迫ってきている事から、処理施設に依頼が集中してきているという事で、年度内に処理することが困難であるということで、連絡を受けましたことから、令和3年度に繰越しするものでございます。繰越しする額は、記載の通りでございますので割愛させていただきます。

続きまして、7ページ、それから8ページでございます。第3表、債務負担行為の補正です。変更と追加がございますが、まず変更について説明させていただきます。

町税滞納管理システム更新に係るシステム使用料でございますが、令和元年10月からの消費税改定により、使用料の総額が最終的に現在設定している限度額を超える事となる事から、限度額を変更するものでございます。

次に追加ですが、4月1日から、あるいは新年度直ちに事業を実施する必要があり、新年度の予算の執行が可能となる、4月1日以前に契約等の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。事業及び期間、限度額は記載のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。第4表、地方債補正でございます。減収補てん債以外は、補正に伴い、追加変更したもので、限度額については、記載のとおりとさせていただきたいと思います。それで、減収補てん債でございますが、令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた、地方消費税交付金などの減収を補てんするために、発行する事ができる事になった地方債で、減収見込みとして算出された額、全額を発行する事としてございます。なお、元利償還金につきましては、交付金の種類によりますが、100%あるいは75%の交付税です。措置される事となっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第18号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案1号については、原案のとおり可決されました。